

園 運 営 規 程

(春明保育園)

社会福祉法人 春明会

(令和4年4月1日より施行)

社会福祉法人春明会 春明保育園運営規程

第1章 総 則

(目的・方針)

第1条 本園は、() 区市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例に則り、子ども・子育て支援法の基に、全ての子どもが健やかに成長するために保育を行うことを目的とする。

- ・ 養護と教育の一体化を図り、保育の質の向上を目指します。・ 保護者支援に努めます。
- ・ 地域支援に努めます。・ 開かれた透明性のある運営をすすめます。・ 職員の資質向上と専門性向上に努めます。以上を園運営の目的・方針(理念)とする。

(名称)

第2条 本園は、社会福祉法人 春明会 春明保育園と称する。

(所在地)

第3条 本園は、東京都世田谷区豪徳寺1-25-18に置く。

第2章 職員及び職務

(職員の区分及び定数)

第4条 園に次の職員を置く。

- | | |
|------------|----------------|
| (1) 園 長 | 1名 |
| (2) 副園長 | 1名(設置は就業規則による) |
| (3) 事務長 | 1名(設置は就業規則による) |
| (4) 主任保育士 | 1名 |
| (5) 副主任保育士 | 1名 |
| (6) マネージャー | |
| (乳児部、幼児部) | 2名 |
| (7) 保育士 | 17名 |
| (8) 看護師 | 1名 |
| (9) 栄養士 | 1名 |
| (10) 調理員 | 3名 |
| (11) 事務・用務 | 2名(事務長含む) |
| (12) 嘱託医 | 1名 |

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職員の資格)

第5条 職員は、児童福祉施設最低基準第7条に該当する者の中から、理事長が任命する。ただし、

保育士については、児童福祉法第18条の4に定める保育士であることを要する。

(職務)

第6条 園長は園の業務を統括し、会計事務に従事する。

- 2 副園長は、園長を補佐する。事務長は、園長を補佐するとともに事務の業務を統括する。
- 3 主任保育士は、園長の指示を受け、全部門の統括を行う。
- 4 副主任は、主任保育士を補佐する。
- 5 マネージャー保育士は、主任保育士の指示を受け乳児、幼児部を統括する。
- 6 保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- 7 看護師は、児童の健康状態を観察し、健康管理等の業務を行う。併せて職員の健康指導を行う。
- 8 栄養士は、給食業務の管理、運営に従事する。調理員は、給食業務に従事する。
- 6 事務・用務員は、園長を補佐し、会計事務、保育に必要な物品の購入業務及び用務等に従事する。

(職務の心得)

第7条 職員は、この規則及びこれに付属する諸規程を守り、園長の指示に従い職場秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実に且つ公正に職務を行わなければならない。

第3章 文 書（電子媒体を含む）

(文書の取扱)

第8条 文書は、正確、迅速、丁寧に取り扱い事務が円滑適正に行われるように処理しなければならない。

(文書の管理)

第9条 文書は、常に整理し、点検され、正しく保管され重要なものは非常災害に際し持ち出しのできるよう常に整備し、紛失、火災、盗難等に対する予防措置を取らなければならない。

(備えるべき帳簿及び保存年限)

第10条 備えるべき簿冊及び保存年限は別に定める。

第4章 定 員

(定員)

第11条 本園の定員は、80名とし、その内訳は次のとおりとする。

0歳児	9名
1歳児	13名
2歳児	16名
3歳児	14名

4歳児 14名

5歳児 14名

なお、入園待機児解消の為、上記定員を超えて入園することがある。ただし、その範囲は年度当初では15%、年度途中では25%をそれぞれ超えないものとする。

第5章 入園及び退園

(入園)

第12条 本園の入所資格は、世田谷区が保育の実施を決定した者とする。

細部については、世田谷区の運営基準等に関する条例による。

(退園)

第13条 次に該当したときは、退所させることができる。

- (1) 世田谷区が保育の実施を解除したとき。
- (2) その他世田谷区と協議の上適当と認められたとき。

細部については、世田谷区の運営基準等に関する条例による。

第6章 児童の処遇

(平等の原則)

第14条 園児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって差別的取扱をしてはならない。

(費用)

第15条 保育料は、世田谷区長の定めた額とする。

2 幼児教育・保育の無償化に伴い、給食費のうちの副食費については、園の定めた額を徴収する。

- (1) 徴収対象者：世田谷区より示された副食費の免除事項に該当しない3歳以上児（当該年度の初日の前日において3歳に達している子ども）
- (2) 徴収金額： 4,500円/月（内税）（物価の変動等により変更する場合あり）
- (3) 徴収方法： ①支払方法：月、半年、年払などから選択し園指定の口座に振り込む。
②振込料：保護者負担とする。
- (4) その他：
 - ・月の途中で退園した場合でも1か月分の副食費は支払う。
 - ・園を休んだ日や給食を食べなかった日があっても、減額しない。
 - ・食物アレルギーのある子どもについても給食費は同額とする。

(保育時間・開所時間)

第16条 平常の保育時間は、午前7時30分から午後6時30分までの11時間を原則とする。

(登降園)

第17条 登降園については、原則として保護者が付き添うものとする。

(保育内容等)

第18条 保育内容及び給食並びに健康管理については、園児の年齢、発達に応じてこれを分け、保育課程のもとに指導計画を立てる。

(虐待等の禁止)

第19条 本園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する体制の整備
- (2) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- (3) その他、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

2 職員は、園児に対し、児童福祉施設最低基準第9条の2及び同第9条の3の規定により、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接園児の身体に侵害を与える行為
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱る行為
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えない行為
- (6) 園児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えない行為
- (7) 乱暴な言葉使いや園児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与える行為
- (8) 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与える行為
- (9) 性的な嫌がらせをする行為
- (10) 当該園児を無視する行為
- (11) その他、精神的、身体的な苦痛を与える行為

(児童虐待防止法遵守)

第20条 職員は、園児の虐待が疑われる場合には、園児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、世田谷区に通報するものとする。

(感染症対策)

第21条 本園に於いて、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を策定し、随時見直すこと。
- (2) その他関係通知の遵守、徹底を図ること。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第22条 本園は、安全かつ質の高い保育を提供するために事故発生防止のための安全点検チェックリスト等を定め、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 園児に対する保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに世田谷区、園児の保護者等に連絡を行う等必要な措置を講ずるものとする。

3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った措置を記録する。

4 保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(全体計画、各種指導計画)

第23条 全体計画、各種指導計画については、別に定める。

(休日)

第24条 本園の休日は次のとおりとする。

(1) 日曜日及び国民の祝日並びに国民の休日

(2) 年末年始(12月29日より1月3日まで)

(欠席)

第25条 園児が欠席する場合には、保護者は午前9時30分までに連絡するものとする。

(休園)

第26条 園児又は園児の同居家族に伝染病等の発生により、他の園児に伝染する恐れがあると園長が認めたときは休園を命じることができる。

(保護者との連携・同意)

第27条 本園は、保育方針、成長、栄養状態、園運営等について保護者と連携し協力を得るものとする。重要事項等(重要事項説明書)については、保護者の同意(個人情報については、誓約書を含む)を得るものとする。

(健康管理)

第28条 園長、看護師は常に園児の健康に留意し、年2回以上の健康診断(0歳児については、毎月)を実施し、その結果を記録しておかなければならない。

2 職員の健康診断は年1回以上、細菌検査は毎月実施するものとする。

(衛生管理)

第29条 本園は常に環境衛生の保持に心がけ、衛生知識の普及、伝達及び伝染性疾患の感染防止等に努めるものとする。

(苦情対応)

第30条 支給認定子ども等からの苦情については、適切な解決に努めるための取組を行うものとする。

2 苦情解決の取り組みに関わり、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置する。

3 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

4 支給認定子ども等からの苦情に関して区が実施する事業には協力するように努めなければならない。

5 支給認定子ども等からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。また、区からの求めがあった場合には、その改善の内容を区長に報告しなければならない。

(相互信頼関係の構築)

第31条 園児が共同生活の秩序を保ち、健康で快適な生活を維持するため職員及び保護者は、必要事項について話し合い、相互の信頼関係の維持に努めなければならない。

(第三者評価)

第32条 保育園に関わる第三者評価事業を3年に1回受審し、この結果を公表するものとする。

(秘密の保持)

第33条 本園は、業務上知り得た園児及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、園児又は第三者の生命、身体に危険がある等正当な理由がある場合、正当な権限を有する警察や検察等捜査機関からの命令による場合並びに園児及びその家族の同意がある場合に限り、第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、本園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿とする。

2 職員は、業務上知り得た園児及びその家族の秘密を保持するものとする。

(緊急保育受入対応)

第34条 春明保育園の保育機能を有効に活用し、緊急的に保育を必要とする児童が生じた場合には、その児童の保育をすることによって家庭における養育を支援し、児童福祉の増進に資する。

具体的な取扱いについては、「社会福祉法人 春明会 春明保育園緊急保育受入要綱」による。

第7章 災害対策

(防火管理・災害対策)

第35条 園長又は防火管理者は、非常その他急迫の事態に備え、取るべき措置について予め対策を立て、少なくとも毎月一回入所児童及び職員の避難及び消火訓練を行うものとする。

第8章 地域活動事業

(地域子育て支援活動事業)

第36条 地域の子育て家庭等への支援及び相互交流を図るため、育児相談、食育相談、地域向け育児情報の提供等地域子育て支援活動を実施する。

(改正)

第37条 この規則を改正、廃止するときは、社会福祉法人 春明会の理事会の議決を得るものとする。

附 則 (附則)

この規則は平成30年4月1日から施行する。

この規則は令和元年10月1日から施行する。

この規則は令和4年4月1日から施行する。